

# 料金表 1

令和 6 年 8 月 1 日

## 介護保険給付対象サービス料金（食費、居住費を含む基本部分）

### ■ 1 日の利用料金（社会福祉法人等利用者負担軽減制度利用無しの場合）

	内容	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	基本サービス費	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
2	介護保険から給付される金額（9 割）	6,138 円	6,777 円	7,452 円	8,109 円	8,739 円
3	★基本サービス利用に係る自己負担額	1 割 682 円 2 割 1,364 円 3 割 2,046 円	1 割 753 円 2 割 1,506 円 3 割 2,259 円	1 割 828 円 2 割 1,656 円 3 割 2,484 円	1 割 901 円 2 割 1,802 円 3 割 2,703 円	1 割 971 円 2 割 1,942 円 3 割 2,913 円
4	★食事に係わる自己負担額 ※軽減制度があります	1 段階	300 円			
		2 段階	390 円			
		3 段階①	650 円			
		3 段階②	1,360 円			
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	1,445 円			
5	★居住に係わる自己負担額 ※軽減制度があります	1 段階	880 円			
		2 段階	880 円			
		3 段階①②	1,370 円			
	※軽減制度に該当しません	上記以外の方	2,066 円			

### ■ 各種加算一覧

加算内容	単位	利用者負担額			
		1 割	2 割	3 割	
通常の加算	★日常生活継続支援加算（Ⅱ）	1 日	46 円	92 円	138 円
	★看護体制加算（Ⅰ）	1 日	12 円	24 円	36 円
	★看護体制加算（Ⅱ）	1 日	23 円	46 円	69 円
	★夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1 日	46 円	92 円	138 円
	★生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 月	10 円	20 円	30 円
	★科学的介護推進体制加算Ⅱ（LIFE）	1 月	50 円	100 円	150 円
	★介護職員処遇改善加算	1 月	1 カ月の総単位数に 14.0%を乗じた額		
入所又は再入所時	★初期加算（30 日限度）	1 日	30 円	60 円	90 円
入所時	★安全対策体制加算 入所した初日に限り 1 回	1 回	20 円	40 円	60 円

対象者のみの加算	★認知症専門ケア加算（I）	1日	3円	6円	9円
	★個別機能訓練加算	1日	12円	24円	36円
	★褥瘡マネジメント加算	1月	10円	20円	30円
	★療養食加算（医師からの指示）	1食	6円	12円	18円
	★退所時情報提供加算	1回	250円	500円	750円
外泊・入院時	入院又は外泊の加算（6日まで）	1日	246円	492円	738円
看取り介護（I）希望時	看取り介護体制加算（45日前から31日前）	1日	72円	144円	216円
	看取り介護体制加算（30日前から4日前）	1日	144円	288円	432円
	看取り介護体制加算（前々日、前日）	1日	680円	1,360円	2,340円
	看取り介護体制加算（死亡日）	1日	1,280円	2,560円	4,740円

1) 介護保険の負担限度額認定制度と社会福祉法人等利用者負担軽減制度とは

介護保険の負担限度額認定制度とは、ある要件を満たせば、介護保険施設（特別養護老人ホーム、以下「特養」）、介護老人保健施設、介護療養型病床）を利用する際に支払う居住費と食費を、軽減できる制度です。介護保険施設であればショートステイ利用でも負担軽減できます。市町村が定める要件に該当する方が対象となります。

■ 利用者負担段階と負担限度額（ユニット型個室）（令和6年8月～）

利用者負担段階			負担限度額	
			居住費 滞在費	食費
第1段階	世帯全員が市町村 民税非課税の方	生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者の方	880円	300円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額と[遺族年金・障害者年金]収入額の合計額が <b>年額80万円以下の方</b> 。※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。	880円	390円
第3段階 ①		課税年金収入額と合計所得金額と[遺族年金・障害者年金]収入額の合計額が <b>年額80万円を超え、120万円以下の方</b>	1,370円	650円
第3段階 ②		課税年金収入額と合計所得金額と[遺族年金・障害者年金]収入額の合計額が <b>年額120万円を超える方</b> 。	1,370円	1,360円
第4段階		上記以外の方	2,066円	1,445円

■ 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

対象者は、中泊町介護保険被保険者で、市町村民税世帯非課税であって5つの要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担額等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者及び生活保護受給者とする。

手続き等の説明、申請代行等も行いますので、お気軽にご相談下さい。

## 2) 高額介護サービス費とは

1 ヶ月に支払った利用者負担（1割又は2割、3割）の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。同月に一定の金額を超えた場合に、申請によって支給されます。

令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しがされました。

### ■ 高額介護サービス費の基準

対象となる方	負担の上限額（月額）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	
前年の公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額の合計が 80 万円を超える方等	24,600円（世帯）
市町村民税課税世帯で、課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方等	44,400円（世帯）
市町村民税課税世帯で、課税所得 380 万円以上（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税世帯で、課税所得 690 万円以上（年収約 1,160 万円）以上	140,100円（世帯）

※1 「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用している方全員の負担合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指す。

※2 介護サービスの利用者と同一世帯に年収約770万円以上の65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）がいる場合、毎月の負担上限額が上記のとおりとなります。

## 料金表 2

### ■ 介護保険対象外サービス

介護保険の給付対象とならないサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

項 目	自己負担額
利用者の希望による特別な食事の提供に要する費用	実 費
理美容に要する費用	実 費
施設サービスの提供にあたり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの。 ①利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回り品の費用 ②利用者の希望により提供する日常生活に必要な教養娯楽に要する費用	実 費
インフルエンザ等の予防接種に関わる費用（毎年流行前に本人・家族の承諾のもと）	実 費
預り金の出納管理にかかる費用	実 費
クリーニング店に取り次ぐ場合の私物の洗濯代金等	物品代金等
診断書、意見書などの文書類にかかる費用	実 費
サービス提供についての記録等の複写物を希望される場合	1 枚 10 円
○テレビ、冷蔵庫等の家電を持ち込んだ場合、 ○エアコン、電気毛布等電力の消費が高い家電を持ち込んだ場合	月額 5 0 0 円 月額 1,000 円
当該利用者の処遇に関する安全・安楽に伴う費用	実 費
入院・外出に関わる物品（入院や外出などに使用するおむつ、ティッシュなど）	実 費
外出・行事等で利用者ご本人が希望した飲食物、娯楽用品の購入	実 費
その他社会生活する上で、一般的に本人が負担すべき費用と判断されるもの	実 費